

第7章 富士山火山災害対策計画

第7章 富士山火山災害対策計画

火山災害は不確実なことが多く、噴火様式、気象条件等により、その被害状況は大きく変化する。

富士山は現在、火山活動が活発化する兆候は見られないが、噴火が発生した場合、被害規模や影響は他の火山に比べ甚大なものとなることが予想される。溶岩流による被害は、静岡県、山梨県、神奈川県複数の市町村に及び、降灰による影響は神奈川県や東京都を含む首都圏まで拡大する可能性がある。

県は、富士山の噴火に備えるため、山梨県や静岡県とともに、周辺市町村、国、火山専門家及び関係機関などで構成する「富士山火山防災対策協議会」（以下「協議会」という。）を平成24年6月に設置した。また周辺市町村の一部が活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）（以下「活火山特措法」という。）に基づく火山災害警戒地域に指定されたことから、平成28年3月に同法に基づく協議会に参加した。

令和3年3月26日（金）に開催された「第11回富士山火山防災対策協議会」において、約17年ぶりに改定された富士山ハザードマップが示された。この中で、新たに山北町を含む神奈川県にも溶岩流が到達する可能性があることが示されるとともに、令和3年5月31日に、山北町は内閣府から「火山災害警戒地域」として指定され、協議会に参画した。

本町は降灰に加えて溶岩流の影響範囲に含まれることとなり、新たに富士山火山災害対策計画が必要となった。このため、協議会が示した「富士山火山避難基本計画」及び神奈川県が示した「神奈川県富士山火山広域避難指針」に基づき、本町に影響を及ぼすことが予想される火山灰と溶岩流に関する対策の骨幹を「富士山火山災害対策計画」として策定した。

今後、町は、本計画を基礎として、万一の事態に円滑な広域避難できるように、平時から県及び関係組織と調整しながら、具体的な避難計画等の策定に努める。

第1節 計画の前提

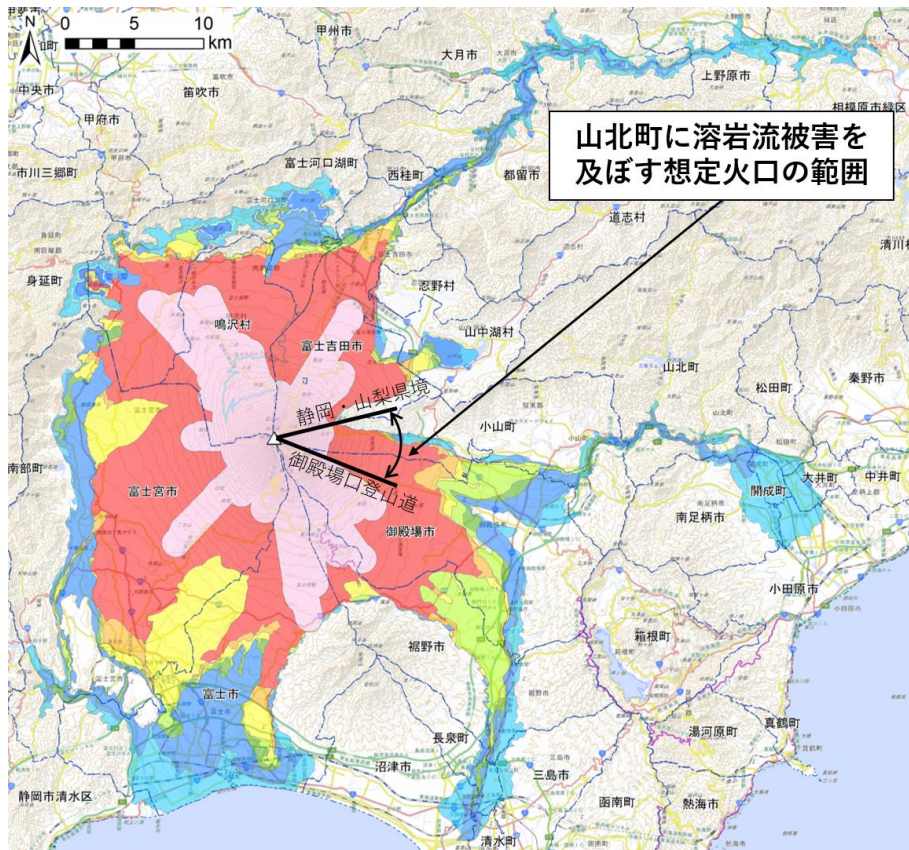
（1） 想定

火山現象の規模や範囲は、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書（令和3年3月）で示されたハザードマップ及び協議会が策定した「富士山火山避難基本計画」（以下「基本計画」という。）を基本として設定する。

1) 想定火口範囲

約5,600年前から現在までに形成された火口及びこれらの既存火口と山頂を結んだ線の周辺1kmの範囲を噴火する可能性のある領域とする。なお、富士山の火口は広い範囲に分布し、次に起こる噴火でどこに火口が生じるかは分からないため、これまでに噴火した火口（実績火口）とその関係性や地質調査の状況にもとづき、火口が今後生じる可能性が高い範囲を「想定火口範囲」として設定している。想定火口範囲は、実績火口とそれから求められる想定火口線、実績火口の火口間距離の検討にもとづく想定火口範囲、山頂付近の伏在火口を考慮した想定火口範囲をもとに設定している。

このうち、山北町に溶岩流による被害を及ぼす想定火口範囲は、静岡・山梨県境（北側）から御殿場口登山道（南側）までの間に生じた噴火口となる。



富士山火山想定火口範囲及び溶岩流の影響想定範囲

2) 予想される火山現象とその危険性

現象	危険性等
噴石 大きな噴石 小さな噴石	1 噴火の際、放出される溶岩又は山体を構成する岩石の破片。火山レキ（直径2mm以上）及び火山岩塊（直径64mm以上）を合わせて噴石という。 2 噴石が到達する可能性のある範囲では噴火後の避難が困難であるため噴火が発生する前にあらかじめ噴石の到達範囲外へ避難するか、又は長期間滞在できる準備をしたうえで堅牢な建物内に避難する必要がある。特に風下側でより一層の注意が必要となる。
溶岩流	1 1000℃前後の高温の溶岩が斜面を流下する現象である。 2 噴火当初に溶岩流が流出しない場合でも噴火活動の途中から溶岩流流出に移行する可能性がある。 3 溶岩流の進路にある森林、田畑、建物等は埋没・消失する。 4 溶岩流が流下する範囲で、湿地帯等水の多い地域では、高圧の水蒸気を閉じ込める作用が働いてマグマ水蒸気爆発が発生する可能性がある。 5 溶岩流の流下速度が時速3km（人の歩く速度）を超えることはまれで、余裕をもって逃げる事が可能である。

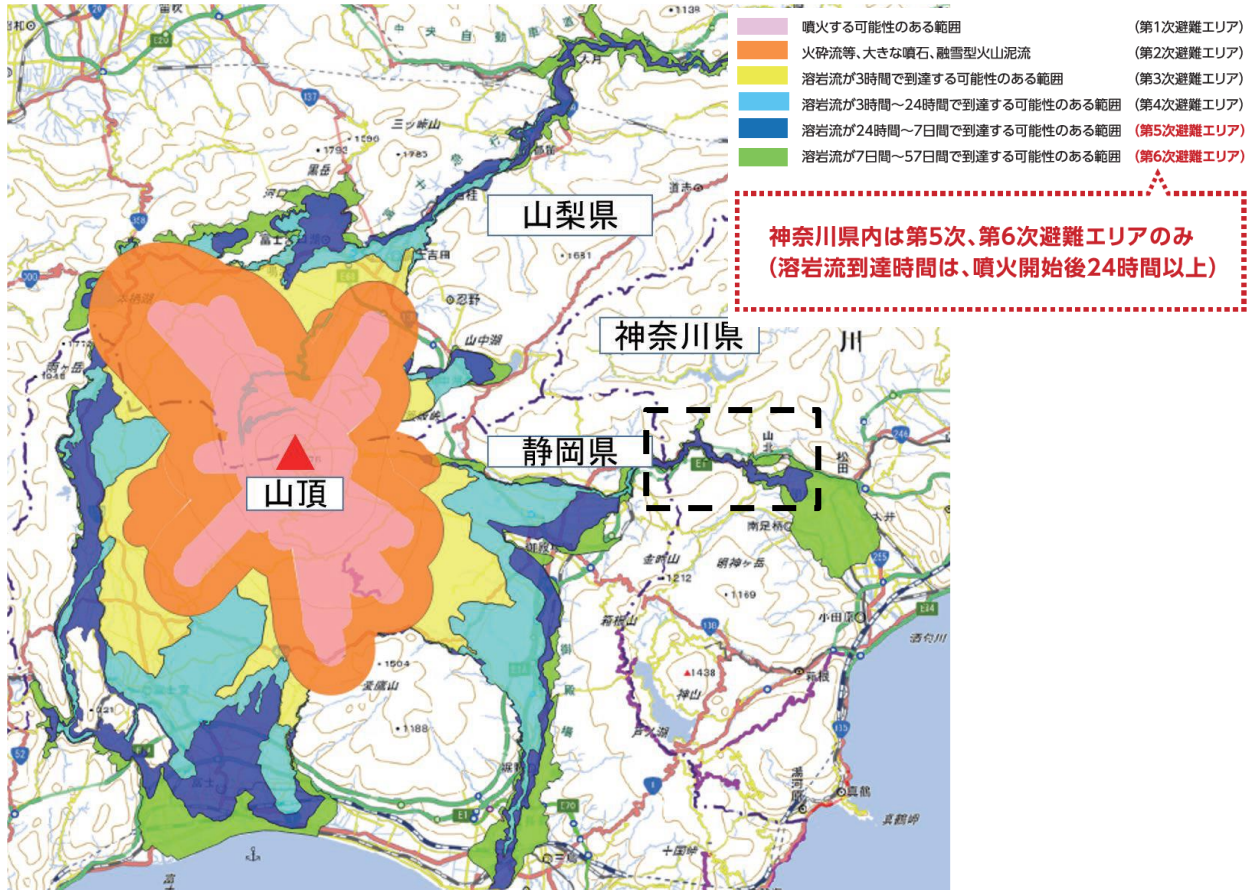
現象	危険性等
降 灰	<ol style="list-style-type: none"> 1 細かく砕けたマグマが空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象である。 2 火口近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがい徐々に薄くなる。 3 直ちに生命に危害が及ぶことはないが、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなど健康被害のおそれがある。 4 屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性があることから除灰を行うか堅牢な建物への避難が必要となる。特に堆積した灰が降雨により水分を含んだ場合、その重量が増すため建物倒壊の可能性が高まる。 5 堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、航空、鉄道など交通機関に影響を及ぼすことが考えられ、降灰の状況によっては、その影響はかなり広い範囲に及ぶ可能性がある。
降灰後土石流	<ol style="list-style-type: none"> 1 斜面に積もった火山灰が、その後の雨で流されて、時速50～60km以上の速度で石礫を伴って流下する現象である。 2 降灰堆積厚10cm以上となった溪流において時間雨量10mm程度以上の降雨があった場合、発生の可能性が高くなる。土石流の到達範囲にある建物等は破壊される。 3 速度が速いため、発生後の避難は困難である。発生が予測される場合は、土石流到達が予測される範囲ではあらかじめ避難する必要がある。
洪水氾濫	<ol style="list-style-type: none"> 1 火山活動に起因する洪水氾濫は、上流域で多量の降灰が生じた河川において、支川や溪流からの土砂流入によって本川河道の河床が上昇し河川が氾濫する現象である。 2 宝永噴火後に酒匂川などで繰り返し氾濫被害があった。 3 噴火後の洪水は、土砂が多く含まれているため、水が引いた後も土砂が残留する傾向が強い。
融雪型火山泥流	<p>富士山に雪が積もっている時期に、溶岩や火砕流の熱で雪が溶けて起きる泥流を融雪型火山泥流と言う。</p>

(2) 山北町が対象とする火山現象

この計画の対象とする火山現象は、基本計画で影響予測範囲が示された次の火山現象とする。

なお、富士山火山噴火に伴い想定される「融雪型火山泥流」については、山北町地域に対しては酒匂川の増水として現れることが予想されるが、家屋倒壊等の直接的な被害が想定できないため、本計画の対象から除外する。

計画の対象とする火山現象	
1) 噴石 (小さな噴石)	3) 降灰
2) 溶岩流	4) 降灰後降雨による土石流後の洪水氾濫



溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア



降灰の可能性マップ



降灰後土石流可能性マップ

- (3) 富士山火山噴火が山北町に及ぼす災害の特性
 - 1) 予想される主な災害の種類

降灰、降灰後土石流、溶岩流及び小さな噴石であり、噴火直後から直接的に人命に係る災害が発生する可能性は少ない。

2) 時期的特性

溶岩流の流下速度が時速3km（人の歩く速度）を超えることはまれで、余裕をもって逃げる事が可能であるため、噴火口（位置）と噴出する溶岩流の量（程度）が判明した後から避難行動を開始できる時間的余裕がある。

3) 地域的特性

- ① 最大溶岩流が流出した場合、山北町は第5次避難対象エリアに該当し、本町の西端（透間地区）には約33時間後に酒匂川沿いに流入することが予想されている。また、本町の東端（村雨地区）に到達するまでには約148時間後（6日と4時間）と予想されている。
- ② 噴火により火山灰が発生した場合、噴火直後から偏西風に乗って富士山東側の広範囲に降灰することが予想される。

4) 交通路特性

山北町の主要交通路は河川沿いに発達しており、特に清水橋交差点と樋口橋交差点で集約している。このため、酒匂川沿いに溶岩流が流入した場合には、主要な交通路が分断され、三保、清水、共和などの地域が火山灰の降灰と相まって孤立するおそれがある。

5) 避難特性

最大溶岩流の流入と降灰により、主要な交通路が広範囲に寸断される恐れがあるため、直接溶岩流の影響を受けない地域にあっても孤立して社会生活が困難となることが予想される。このため、山北町の多くの地域で広域避難（町外への避難）が必要となる。

(4) 想定避難範囲と避難対象エリア

火山災害対策計画で定める想定避難範囲と避難対象エリアは次のとおりとする。

火山現象	避難対象エリア	説明
溶岩流	溶岩流により生活インフラが破壊される範囲	溶岩流は酒匂川沿いに流れると想定されるが、道路、電気、水道等がその影響を受けるため、広範囲に避難が必要となる。
降 灰	影響想定範囲	降灰可能性マップが示す範囲 (降灰堆積深20cm以上)
	避難対象エリア	降灰堆積深30cm以上 ※1・2
	屋内避難対象エリア	降灰堆積深30cm未満 ※1・2
小さな噴石	影響想定範囲	1cm以上の小さな噴石降下
降灰後土石流による河川氾濫	影響想定範囲	浸水ハザードマップに示す地域に準ずる。
	避難対象エリア	降灰後の各河川の火山灰等堆積状況に応じて示す。

※1 避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じ見直しを行う。

※2 気象庁があらかじめ実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等気象条件を加味し判断する。

第2節 対策方針

町は、富士山火山噴火に対して、平素から町民への富士山火山災害に関する正確な情報を発信するとともに、噴火の兆候発生段階からは、国、県、富士山火山災害の影響を受ける関係自治体、関係機関等との連絡調整を密接に開始して、富士山周辺地域に被害が及ぶ場合の対策について認識共有を図り、必要な準備を推進する。

富士山の噴火にあたっては、「いのちを守る」避難を優先し、「くらしを守る」避難についても最大限考慮しながら、最悪の事態を想定した諸準備を進め、噴火口の場所、噴火の程度、被害拡大方向及び規模、山北町への被害発生の程度及び時期等について速やかに情報収集・解明し、事態の程度に応じた対策を実施する。

特に、町が実施する広域避難の開始については、富士山周辺関係自治体の広域避難行動を最適化することを前提として、慌てることなく、準備を周到にして、被害発生状況を見極めて開始する。

一連の富士山火山災害対策にあたっては、流言飛語等によるデマや混乱（パニック）を予防し、優先されるべき地域の避難行動が円滑に実施できるように、町民への正確かつ簡潔明瞭な情報伝達に留意する。

第3節 事前の準備

(1) 火山情報の伝達等

活火山特措法第3章(円滑な警戒避難の確保)の規定に基づき、火山情報伝達体制等について、必要な事項を定める。

噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の火山防災情報を防災行政無線、あんしんメール、町のホームページ等をもって町民等に伝達する。

1) 噴火警報・予報の種類

噴火警報	気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、活火山特措法第12条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。
噴火予報	気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、火山活動が静穏(活火山であることに留意)な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

2) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や町民、登山者、観光客等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものである。噴火警戒レベルを導入した火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表する。

富士山に関する噴火警戒レベルが発表された場合にも、その内容が山北町の町民がとるべき行動に必ずしも直結するものではないことを理解しておく事が大切である。

富士山の噴火警戒レベル（気象庁 平成19年12月1日運用開始）

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・観光客等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定） 【宝永（1707年）噴火の事例】 12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 【その他の噴火事例】 貞観噴火（864～865年）：北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火（800～802年）：北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達 顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険） 【宝永（1707年）噴火の事例】 12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）：地震多発、東京など広域で揺れ
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険） 【宝永（1707年）噴火の事例】 12月14日まで（噴火開始数日前）：山麓で有感となる地震が増加
警報	噴火警報（火口周辺）	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域防災計画への立入規制等。	居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり 【宝永（1707年）噴火の事例】 12月3日以降（噴火開始十数日前）：山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
		火口から少し離れた所までの火口付近	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	影響が火口周辺に限定される。ごく小規模な噴火の発生等 【過去事例】 該当する記録なし
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし。	火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）

※1 ここでのいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

※2 ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で特定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。

※3 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会作成）で示された範囲を指す。

3) 降灰予報の種類

区分	目的	内容
降灰予報(定時)	噴火したときの降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を予め確認しておき、事前に対策がとれるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表。 ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を発表する。
降灰予報(速報)	即時性を重視して発表することで、降ってくる火山灰や小さな噴石に対して、ただちに対応行動がとれるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表。 ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。 ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。 ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火発生後、速やかに(5~10分程度[※])で発表。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を発表。
降灰予報(詳細)	噴火事実に基づいた精度の良い予報を提供し、降灰量階級に応じた適切な対応行動がとれるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高など)を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表。 ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。 ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 ・降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表。 ・観測値をもとに詳細な計算を行い、噴火後20~30分程度[※]で発表。 ・噴火発生から1時間ごと6時間先までの降灰量や市町村ごとの降灰開始時刻を発表。

※ 噴煙が気象条件により直接確認できない場合等には、これよりも降灰予報の発表に時間を要することや、降灰予報を発表できないことがある

4) 噴火警報等の通報及び伝達体制

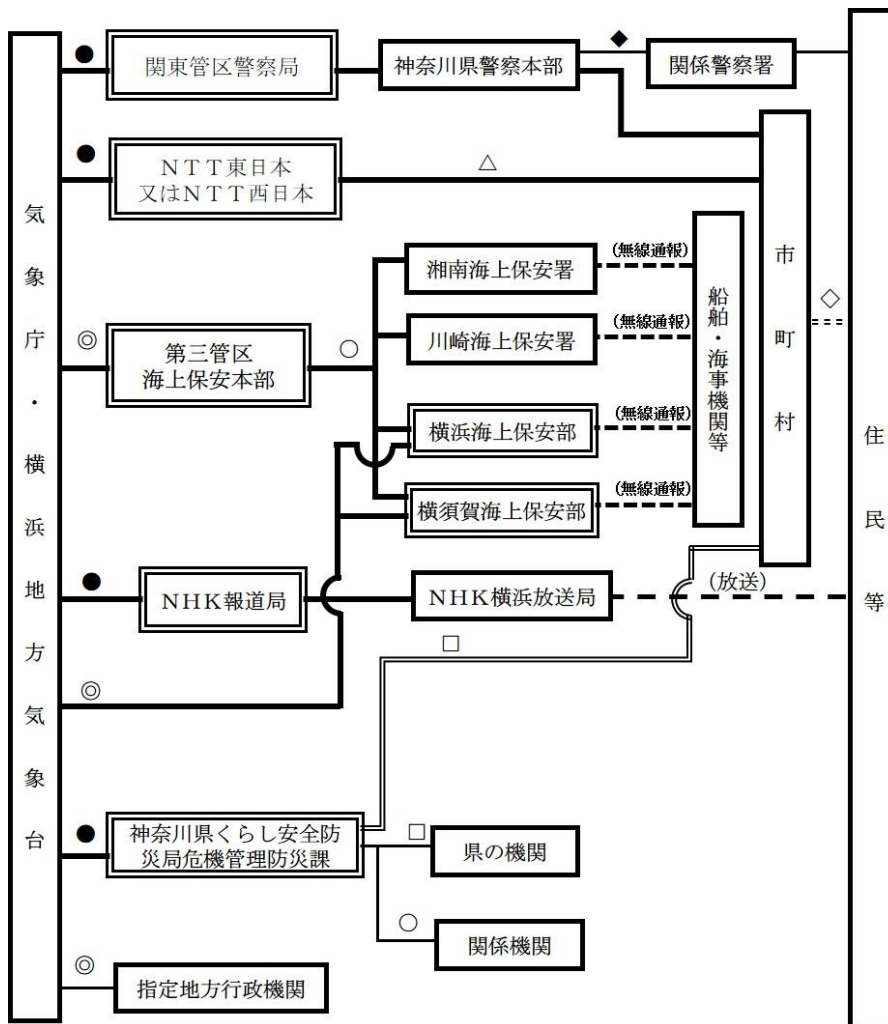
情報等の種類	内容	発表時期
噴火速報	周辺住民及び登山者等火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報	随時
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	写真や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬及び必要に応じ適時発表
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時

5) 噴火警報等の通報及び伝達体制

県は、国（気象庁）から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の伝達を受けた場合は、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村その他の関係者に対し、必要な通報又は要請を行う。

町は、県から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の伝達を受けた場合は、伝達を受けた事項を防災行政無線、緊急速報メール、あんしんメール等を使用して、関係機関や町民等へ伝達する。

また、特別警報にあたる噴火警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに町民等へ伝達する。噴火警報等の通報及び伝達系統は、概ね次のとおりとする。



凡 例	
● オンライン	◆ 自営無線等
— 法令（気象業務法等）による通知系統	⊙ 防災情報提供システム（専用線）
- - - 法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼及び周知系統	○ 専用電話・FAX
— 地域防災計画、行政協定その他の伝達系統	△ 加入電話・FAX
二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路	□ 県防災行政通信網等
	◇ 市町村防災行政無線等
	◻ 法令により、気象官署から警報事項を受領する機関

(2) 災害応急対策への備え

町は、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を町民に周知させるため、火山現象の影響及び範囲を図示した富士山火山ハザードマップを配布する。また、広域避難（町外への避難）が必要となる場合に備えて、避難計画（避難対象地域、避難先場所、避難経路、移動手手段等）を作成して町民に周知を図る等の必要な措置を行う。

1) 情報の収集・伝達

① 災害情報の収集・伝達体制の充実

国（気象庁）、県、関係機関から火山活動に関する情報を収集するとともに、町から防災行政無線、あんしんメール、ホームページ等をもって町民に発信する。

この際、町外に広域避難する町民へ町からの行政・防災情報等を伝達できる情報伝達手段を計画的に整備する。

② 被災者支援に関する情報システムの構築等

町は、罹災証明書の交付、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理するシステムの導入や体制の整備に努める。

また、町民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、インターネット等各種通信手段の活用を計画的に整備する。

2) 救助・救急、消火及び医療救護活動の準備

① 救助・救急活動

町は、平常時から小田原市消防本部との連携強化を図るとともに、兆候の顕在化に伴い富士山火山災害に対応した連絡・連携要領について検討・調整する。

② 消火活動

町は、平常時から小田原市消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化を図るとともに、出火、延焼拡大予防のため初期消火等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備に努めるとともに、防火水槽、自然水利利用施設、消防ポンプ車等の消防用機械・資機材の整備強化を図る。

③ 医療救護活動

町は、関係機関と調整のうえ、医療救護活動体制の確立に努めるとともに、健康福祉センター内に救護所開設に必要な準備を進める。

3) 避難誘導の準備

富士山火山が噴火し、又は噴火するおそれがあり、火山灰の降灰または溶岩流の流入により山北町に被害発生が予想される段階から町民等の避難誘導の準備を開始する。

① 町は、広域避難のための行動概要、携行品、集合場所、移動要領及びその他必要な事項をあらかじめ定めて、日頃から町民等への周知に努めるとともに、火山活動の活発化に伴いその徹底に努める。

② 町は、避難行動要支援者の把握に努め、広域避難の実施に備えて、その避難場所について避難先関係自治体・関係機関と十分に調整し準備する。この際、努めて町職員を先行派遣して円滑な受け入れに備える。

③ 町及び要配慮者利用施設の管理者は、避難行動要支援者の避難誘導、搬送等について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努める。

- ④ 町は、災害時における相互応援に関する協定を締結した各自治体と、富士山火山災害に伴う広域避難の輸送支援及び受け入れについて調整する。
- ⑤ 観光客等に対しては、火山活動の活発化に伴い帰宅を促す。突発的な噴火等により公共交通機関が停止した場合には、帰宅困難者用に施設を開放して受け入れる。

4) 防災知識の普及

町は、富士山火山災害により被害の及ぶ範囲や程度、噴火時の心構えや準備しておくべき事項等を総合的に表示した富士山火山ハザードマップ等を活用し、地域の実情にあった啓発を行う。

第4節 富士山火山災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置

災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第2節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置」に準じて行うほか、次の事項を行う。

(1) 噴火に伴う災害時広報

富士山火山噴火に伴う災害時広報にあたっては、流言飛語等によるデマや混乱（パニック）を予防し、優先されるべき地域の避難行動が円滑に実施できるように、町民への正確かつ簡潔明瞭な情報伝達に留意し、情報不足による混乱の防止を図る。この際、次の事項を含めることを基本とする。

- 1) 噴火活動の情報（現状及び今後の予想）
- 2) 降灰、溶岩流等に関する情報
- 3) 国、県、町の応急対策・活動状況のうち、必要な事項
- 4) 避難の必要性、避難準備に関する事項
- 5) 道路、電話・通信、交通機関等の状況
- 6) 町内の被害発生状況
- 7) その他安全確保のために着意する事項または参考となる事項

(2) 災害対策本部等の設置

1) 神奈川県体制

神奈川県は、噴火警戒レベルに応じて、次図に示す配備態勢をとる。

噴火警戒レベル	神奈川県 (本庁)	県西地域県政総合センター (出先機関)
レベル1 (臨時解説情報)	—	—
レベル2 (引き下げ時)	・警戒体制 (安全防災局1個班配備、各局で必要に応じ配備)	・警戒体制 (必要に応じ配備)
レベル3	・警戒体制 (安全防災局1個班配備、各局で必要に応じ配備)	・警戒体制 (必要に応じ配備)
レベル4	・第2次応急体制 (安全防災局全職員配備、各局第2次応急要員配備)	・第2次応急体制 (第2次応急要員配備)
レベル5	・第2次応急体制 (安全防災局全職員配備、各局第2次応急要員配備)	・第2次応急体制 (第2次応急要員配備)
噴火発生後	・災害対策本部設置 (県内に大規模な災害が発生した場合) 本部長：知事 副本部長：副知事 構成員：各局長、各委員会事務局長、警察本部長、各県政総合センター所長及び総合防災センター所長	・現地災害対策本部設置 (災害の規模により、災害対策本部長が必要と認めた場合) 本部長：県政総合センター所長 副本部長：副所長 構成員：出先事務所長等

2) 山北町は、噴火警戒レベルに応じて災害対策本部等を設置する。

噴火警戒レベル	体制
レベル1 (臨時解説情報)	—
レベル2 (引き下げ時)	第1次警戒態勢
レベル3	第2次警戒態勢
レベル4	1号配備
レベル5	2号配備
噴火発生後	2号配備

第5節 救助・救急、消火及び医療救護活動

救助・救急、消火及び医療救護活動については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第5節 救助・救急及び医療救護活動」に準じて行う。

第6節 避難対策等

避難対策については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第6節 避難対策」に準じて行うほか、山北町の特長および協議会の検討結果を踏まえて、次の避難対策を定める。

町は、富士山の火山活動状況や気象庁が発表する噴火警戒レベル等の火山防災情報を踏まえ、国、県、関係機関等と連携しながら避難対策を実施する。避難の実施にあたっては、「いのちを守る」避難を優先し、「くらしを守る」避難についても最大限考慮しながら、噴火口の場所、噴火の程度、被害拡大方向及び規模、町への被害発生程度及び時期等について速やかに情報収集・解明し、事態の程度に応じて判断・決定・避難指示をする。

特に、町が実施する広域避難の開始については、富士山周辺関係自治体の広域避難行動を最適化することを前提として、慌てることなく、準備を周到にして、被害発生状況を見極めて開始する。この際、情報提供、避難準備、避難所の運営等にあたって、要配慮者への対応、多様な視点からの配慮に留意する。

本節においては、降灰等に伴う避難対策及び最大規模の溶岩流が酒匂川沿いに流入する事態を想定した避難対策を記述する。また、避難の開始基準は、「噴火前」、「噴火開始直後」、「噴火状況判明後」の3つの時点に区分する。

(1) 噴火前の避難対策

- 1) 富士山ハザードマップの改定により、火山現象の影響範囲が拡大され、避難対象者数が増加した。また、町による広域避難先（施設）については、災害発生後に決定することから十分な受け入れ態勢が準備できるか否かについて不明である。
- 2) 町としては、自家用車による避難を希望し、親族・知人宅や遠方の宿泊施設などへ身を寄せても生活が維持できる町民を対象として、避難行動要支援者の避難開始時期より前の予兆観測後の早い段階で「自主的な分散避難」を積極的に呼びかけ避難行動のスリム化を図る。
- 3) 自主的な分散避難を実施するにあたっては、避難する町民と避難行動後の連絡を維持するために必要な事項を確認できる体制を整える。

(2) 降灰等に伴う避難対策等

- 1) 火山灰は、風の影響を受けて極めて広範囲に飛散する。また、小さな噴石も風の影響を受け降下するので、状況に応じて避難対策等の対象とする。
- 2) 1707年に発生した宝永噴火と同じ規模の降灰が生じた場合には、広範囲に深刻な影響を及ぼすこととなるが、大規模な降灰の有無は、噴火後に判明するものであり、事前に察知することは困難であるため、主要道路の降灰除去を実施しつつ、状況に応じた避難とする。
- 3) 降灰が始まった以降の避難行動は、火山災害の不確実性を踏まえると、むしろ、深刻な渋滞の発生による避難行動要支援者の逃げ遅れや大量の降灰による交通事故の発生による

行動不能により、避難者自身の身動きが取れなくなる可能性もある。そのため、町としての避難指示は、「その場に留まることによって予想されるリスク」と「移動中に被害が拡大するリスク」を比較し、慎重に判断する。

- 4) 降灰そのものを原因として、直ちに生命に危険が及ぶことはないため、降灰の影響範囲から立ち退く必要性は低い。時間当たりの堆積量や継続時間の予測は困難であるので、噴火開始直後に「屋内退避準備」とし、噴火状況判明後、大規模な降灰が確認された場合は速やかに自宅又は堅牢な建物での「屋内退避」とする。
- 5) 降灰が続いている間に屋外に出ることは危険であるため、緊急の場合を除き、屋内で安全を確保することが重要である。ここでの緊急の場合とは、家屋倒壊の危険がある場合、溶岩流の流下範囲となる場合、近隣で火災が発生した場合、降灰後土石流の影響範囲となる場合などである。
- 6) 避難等のため屋外へ出る場合は、ヘルメット、ゴーグル、マスクを着用し、身を守りながら徒歩で避難する。噴火終息までは降灰により視界が遮られるため、自動車での避難は危険であり、更には火山灰によりスタック（走行不能）を発生させ、その後の避難行動や応急対策に大きな影響を及ぼす可能性があることから控える。
- 7) 降灰堆積厚が30cm未満の場合は、降灰によって建物被害を受けるおそれが少ないため、自宅や最寄りの建物への屋内退避とする。
- 8) 大規模な降灰が生じた範囲のうち、停電、断水、物資の供給が困難なため避難が必要となる地域を噴火の推移や社会的影響などを総合的に判断し、火山専門家の助言を受けて、町から避難を判断する。
- 9) 降灰堆積物は、降灰が止まっている間に、速やかに継続して除去する。この際、町は予め火山灰の集積場所を準備するとともに、町民にその集積場所への搬入要領を周知する。
- 10) 大量の降灰等により町民の立ち退き避難が必要となった場合に備えて、予め屋根や建物の強度が確保された堅牢な建物を避難所として指定・開設し、受け入れ態勢を整える。この際、体育館などの屋根の強度が降灰の重量に耐えられない施設は使用を避ける。
- 11) 降灰等に伴い、町から避難指示等を行った場合は、必要な事項を関係機関へ報告（通知・連絡）する。

(3) 溶岩流の流入に伴う避難対策

富士山ハザードマップで示された最大規模の溶岩流が鮎沢川流域で噴出した場合には、酒匂川流域の主要な道路が遮断されるとともに、役場周辺にも溶岩流が到達することが予想される。また、溶岩流が直接到達しない地域にあっても道路寸断により孤立する恐れがある。このため、本項にあっては、全町の広域避難が必要となる最悪の事態を想定した避難要領について述べる。また、避難先は県と調整した後に決定するため、本計画においては「県央地域に一時集結し、その後、指定された避難所に移動する場合」を想定して計画する。

- 1) 山北町に溶岩流による被害を及ぼす想定火口範囲は、静岡・山梨県境（北側）から御殿場登山道（南側）までの間に生じた噴火口となる。
- 2) 溶岩流の流入に伴う避難対策にあたっては、国、県、関係機関との連携を図りながら、火山災害の不確実性を踏まえ最悪の事態を想定した諸準備を進め、「いのちを守る」避難を優先し、「くらしを守る」避難についても最大限考慮しながら、溶岩流が山北町に及ぼす影

響を情報収集・解明し、事態の程度に応じた対策を実施する。

- 3) 基本計画において、山北町は第5次避難対象エリアに区分される。これに基づき、町の避難開始時期は「噴火後（必要な時期）」とし、その際の移動手段は「徒歩または車両」とする。
- 4) 噴火状況判明後から溶岩流の流下状況に応じて段階的な避難を実施する。この際、気象庁等関係機関から情報収集し、災害対策本部において避難対象範囲を決定し、速やかに町民に伝達する。
- 5) 関係機関及び火山専門家の協議（WEB会議を含む）等により火口位置や流下方向が特定できた後は「富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書」のドリルマップを参考に避難範囲を決定する。ただし、ドリルマップは特定の条件に基づくシミュレーションであるため、避難対象範囲を決定する際には、関係機関からの最新の情報や火山専門家に助言を求め、必要な対応を行う。
- 6) 移動手段としての車両は、個人所有の車両又は町が準備する車両（バス等）とする。町が車両（バス等）を確保できない場合には、県に支援を要請する。また、状況により自衛隊に対して災害派遣要請（自衛隊車両等による避難のための輸送支援）する。
- 7) 町が避難のために必要とする車両（バス等）の台数については、次のとおりと試算する。
 - ① 町民の約70%が個人所有車両で避難することを想定し、町が準備する車両による避難対象者は3000人とする。また、その分布は人口分布に比例するものとする。
 - ② 噴火前から前兆を把握し、所要の時期に大型バス（40人乗り）による輸送支援を受けられるものとする。また、その移動先は一時集結場所（県央とする。）とし、1日あたり2往復できるものとする。
 - ③ 避難を開始する時期は、噴火24時間後とし、清水・三保地域から地域ごとに順次、6日間をかけて避難するものとする。
 - ④ 1日あたりの白紙的な輸送所要人数を約500名と想定し、必要な車両台数は7～8台と見積もる。ただし、避難準備の遅延発生や道路狭隘地域への輸送車両の配車、避難行動要支援者の避難を円滑に行うためには、更に所要の車種・台数及びその従事者が必要と見積もる。
- 8) 町が準備する車両により避難を行う場合には、予め町民に対して避難行動（要領）の概要、準備及び携行品の準備要領（特に荷物の大きさ制限）、乗車場所等について周知する。乗車場所は、使用する車両が安全に運行できるとともに、努めて居住場所に近い明瞭な場所・目標物（バス停等）を指定する。
- 9) 準備する各車両には町職員を配置し、避難者を確実に把握するとともに、災害対策本部との間に所要の通信手段を準備することが必要である。
- 10) 指定された一時集結場所に集結した避難者は、避難所・避難者受入施設が決定するまでの間、その場（一時集結場所）で待機することが予想される。このため、予め町職員を一時集結場所に先行配置して所要の準備をする。
- 11) 最大規模の溶岩流が役場周辺まで到達することを踏まえ、役場機能の一時移転及び仮庁舎等における行政機能の継続を図る。

(4) 富士山火山における避難の全体イメージ

富士山火山避難基本計画に示された富士山火山における避難の全体イメージについて図に示す。

このなかで、山北町は第5次及び第6次避難対象エリアに該当する。

避難対象エリア区分ごとの対応

避難対象エリア		第1次避難対象エリア	第2次避難対象エリア	第3次避難対象エリア	第4次避難対象エリア	第5次避難対象エリア	第6次避難対象エリア
対象とする火山現象		想定火山現象	大きな噴石、火砕流、火砕サージ、融雪型火山泥流の一部	溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が24時間以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が7日以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が最終的に到達する可能性がある範囲
対象となる市町		御殿場市、小山町など				山北町、南足柄市、松田町、開成町など	大井町、小田原市、相模原市など
避難行動要支援者の避難行動 (山北町の場合)	避難時期	-	-	-	-	溶岩流が山北町に流下する可能性が生じた時点	
	移動手段	-	-	-	-	車両(親族の自家用車、施設の車、町が手配する車)	
一般住民の避難行動 (山北町在住者の場合)	避難時期	-	-	-	-	溶岩流が山北町に流下する可能性が生じた時点	
	移動手段	-	-	-	-	車両(自家用車、町が手配する車)	
		-	-	-	-	1 受け入れ避難所が決定していない場合は、指定する一時集結地(県との調整により決定) 2 受け入れ避難所が示された場合は、その受け入れ避難所 3 親族・知人等のところへ避難する場合は、溶岩流の流下範囲外である場所	

太枠内は、山北町に該当する項目

富士山火山における避難の全体イメージ (避難対象エリア区分ごと)

噴火警戒レベル別の対応

避難対象エリア		第1次避難対象エリア	第2次避難対象エリア	第3次避難対象エリア	第4次避難対象エリア	第5次避難対象エリア	第6次避難対象エリア	
対象とする火山現象		想定火山現象	大きな噴石、火砕流、火砕サージ、融雪型火山泥流の一部	溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が24時間以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が7日以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が最終的に到達する可能性がある範囲	
噴火警戒レベル		平時(活火山であることに留意)						
解説情報 【臨時】 (レベル2 無し)	住民	情報収集体制(行政機関から出される情報に注意)						
	観光客	富士山周辺の登山者は下山。第4次避難対象エリアまでに滞在する観光客はレベル3までに帰宅					噴火後、必要に応じて帰宅の呼びかけ	
分散避難		影響範囲外への自主避難を希望する住民は、自主避難を実施 この場合、避難対象エリアに関わらずレベル3までは自家用車を利用可能						
レベル3	住民	避難行動要支援者、一般住民とも避難	児童の引き渡し開始					
	観光客	富士山周辺の登山者は下山。第4次避難対象エリアまでに滞在する観光客はレベル3までに帰宅					噴火後、必要に応じて帰宅	
分散避難		影響範囲外への自主避難を希望する住民は、自主避難を実施 この場合、避難対象エリアに関わらずレベル3までは自家用車を利用可能						
レベル4		避難行動要支援者、一般住民とも避難		避難行動要支援者は避難	情報収集体制			
レベル5		避難済み		一般住民は情報収集体制	避難行動要支援者は避難準備			
噴火直後		※逃げ遅れが生じた場合、救出救助		避難行動要支援者は避難を開始	情報収集体制			
噴火後		※逃げ遅れが生じた場合、救出救助		溶岩流の流下方向は避難(多量の降灰が生じた場合、車両ではなく徒歩で避難)				
				降灰後土石流の可能性がある区域からの避難(緊急調査が行われる前に降雨があった場合、溪流付近から避難)				
				原則、自宅又は近隣の堅牢な建物内で屋内避難(極めて大規模な降灰があり、いのちを守るために立ち退き避難を要する場合の移動手段は徒歩)				

太枠内は、山北町に該当する項目

富士山火山における避難の全体イメージ (噴火警戒レベル別)

第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

(1) 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第10節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」に準じて行う。

(2) 道路上に火山灰が堆積した場合は、国・県と連携しつつ、関係事業者に要請して速やかに道路を啓開し、緊急輸送路を確保する。この際、予め火山灰の集積場所を準備する。

(3) 広域避難路の指定

神奈川県内の広域避難路は次表のとおりである。

路線名・区間		始点・終点 市町村名	
県西地域			
	東名高速道路	山北町	秦野市・中井町 (秦野中井 IC)
	国道 246 号	山北町	秦野市
	国道 255 号	松田町	小田原市
	(主) 県道 74 号 (小田原山北)	山北町	小田原市

第8節 被災者等への情報提供、相談等に関する活動

被災者等への情報提供、相談等に関する活動については、「第3章 風水害・土砂災害対策計画 第14節 被災者等への情報提供、相談等に関する活動」に準じて行う。